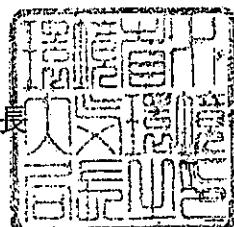


環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

埼玉県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

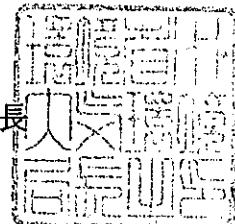
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続については、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

千葉県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

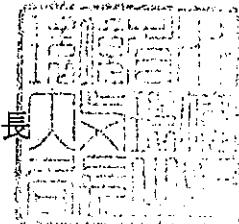
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続については、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

東京都知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

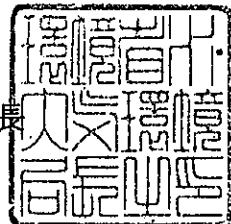
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

神奈川県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

（1）総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

（2）公害対策会議に係る手続きの変更

環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

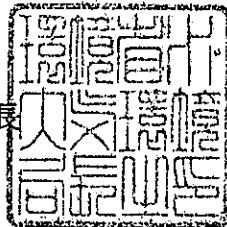
以上



環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

岐阜県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

（1）総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

（2）公害対策会議に係る手続きの変更

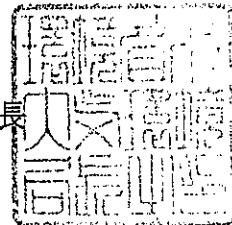
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環境省水・大気環境局長
平成28年5月30日

愛知県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

（1）総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

（2）公害対策会議に係る手続きの変更

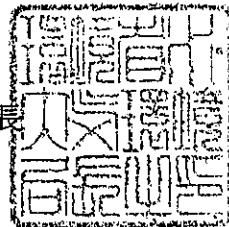
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

三重県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

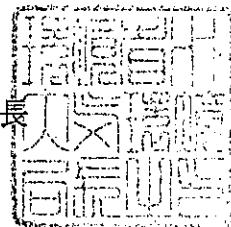
以上



環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

京都府知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

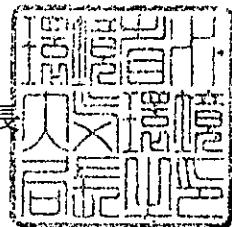
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

大阪府知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

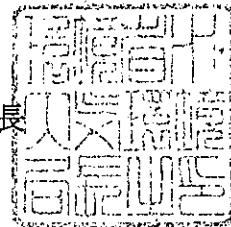
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

兵庫県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

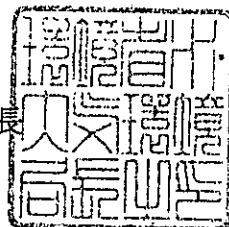
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

奈良県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

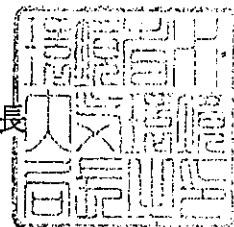
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

和歌山県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

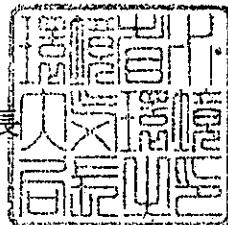
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

岡山県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

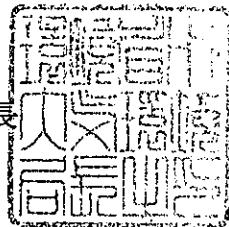
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

広島県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

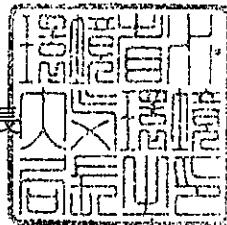
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

山口県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

（1）総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

（2）公害対策会議に係る手続きの変更

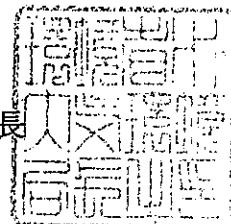
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

徳島県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

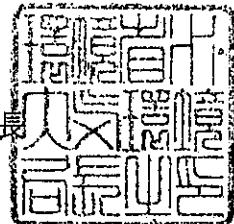
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続については、同会議の「議を経なければならぬ」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

香川県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

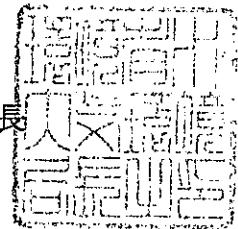
環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

愛媛県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

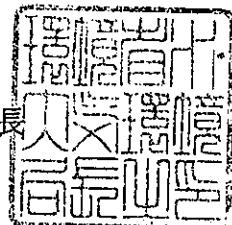
以上

六

環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

福岡県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

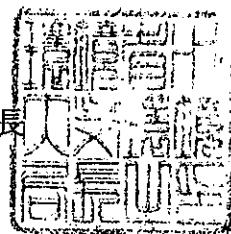
以上



環水大水発第 1605264 号
平成 28 年 5 月 30 日

大分県知事 殿

環境省水・大気環境局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律による水質汚濁防止法の一部改正について

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の一部改正等を内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成28年法律第47号。以下「第6次地方分権一括法」という。）が、平成28年5月20日に公布され、水質汚濁防止法の一部改正については、同日から施行された。

貴職におかれでは、下記の改正内容の施行について遺憾なきを期されるとともに、必要に応じ貴管内市町村にも周知をお願いする。

記

第1 改正された法律

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

第2 改正内容

(1) 総量削減計画の策定に係る環境大臣への協議の変更

都道府県知事が策定する場合における環境大臣への同意を要する協議を、同意を要しない協議とすることとされた。（第6次地方分権一括法における改正後の水質汚濁防止法（以下「法」という。）第4条の3第3項関係）

(2) 公害対策会議に係る手続きの変更

環境大臣が法第4条の3第3項の協議を受けた際の公害対策会議に係る手続きについては、同会議の「議を経なければならない」から「意見を聴かなければならない」に改めることとされた。（法第4条の3第4項関係）

以上